

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年三月十六日

指令川建セ第二七〇〇八五一号

二 検査済証番号

平成二十八年四月二十一日

川建セ第二八〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町むさし台一丁目二十九番十四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目二百八十六番地

株式会社アイダ設計 代表取締役 會田貞光